

○農林水産省告示第五百八十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四及び第五の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林水産省告示第千四百五十五号（南アフリカ共和国産パレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにスワジランド王国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年七月二十九日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>三 検査及び証明</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されていないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>七 積込み時の措置</p> <p>低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されないことのないための措置がとられていること。</p>	<p>三 検査及び証明</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエに侵されていないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>七 積込み時の措置</p> <p>低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されないことのないための措置がとられていること。</p>